深川市告示第２６４号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６第１項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

深川市長　田　中　　昌　幸

１　入札に付す事項

（１）入札執行番号　　第１１５号
（２）業　務　名　　冬期交通誘導業務（交通誘導員単価契約）
（３）場　　所　　深川市内
（４）期　　間　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで
（５）概　　要　　別紙仕様書のとおり
（６）予 定 価 格　　非公表とする。

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）政令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
（２）深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和５４年深川市訓令第１２号。以下「事務処理要綱」という。）第４条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿において、役務・業務（１０警備・受付－０２常駐警備サービス）に登録されている市内業者であること。
（３）入札執行（開札）の時までの期間に、事務処理要綱第８条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
（５）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については16（４）を参照。）

３　入札の参加申請

（１）申請書等
　入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。
（２）提出期間
　令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１１日（水）まで（深川市の休日を定める条例（平成３年条例第１号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前９時から午後５時まで
（３）提出場所
　深川市２条１７番１７号　深川市役所税務財政課財政係
（４）提出方法
　持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。
（５）その他
　ア　資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
　イ　提出された資料は、返却しない。
　ウ　提出された資料は、無断で他に使用しない。

４　入札参加資格の審査

この入札は、政令第１６７条の５の２の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が２に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和８年１１月１３日（金）までにその理由を付して電話で連絡する。令和８年１１月１３日（金）までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

５　非資格者に対する理由の説明

（１）非資格者は、令和８年１１月１６日（月）までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は深川市役所税務財政課財政係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

（２）理由の説明は、令和８年１１月１７日（火）までに書面により回答する。

６　契約条項を示す場所

深川市２条１７番１７号　深川市役所税務財政課財政係

７　入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、２に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

８　郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

９　入札執行（開札）の場所及び日時

（１）場　所　　深川市２条１７番１７号　深川市役所３階大会議室

（２）日　時　　令和８年１１月１８日（水）午前１０時００分

10　入札書記載金額

入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**別紙指定入札書に交通誘導員Ａ・Ｂごとに１日当たりの単価（消費税等額抜き）及び稼動想定日数による合計額を記載**すること。**本件は単価契約であるが、落札業者は総額で最低金額の業者に決定する。**なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。

11　消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除する。

（２）契約保証金　免除する。

13　図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（１）入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写するため貸出しを申し込むことができるものとする。

ア　閲覧期間　令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１７日（火）まで（休日を除く。）
毎日午前９時から午後５時まで
イ　閲覧場所　深川市２条１７番１７号　深川市役所３階閲覧室
ウ　貸出申込先　深川市２条１７番１７号　深川市役所３階閲覧室
（２）設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。
ア　受付期間　令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１３日（金）まで（休日を除く。）
毎日午前９時から午後５時まで
イ　受付場所　深川市２条１７番１７号　深川市役所都市建設課維持管理係
（３）質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
ア　閲覧期間　令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月１７日（火）まで（休日を除く。）
毎日午前９時から午後５時まで
イ　閲覧場所　深川市２条１７番１７号　深川市役所３階閲覧室

14　支払条件
（１）前金払　　前払いはしない。
（２）支払条件　毎月払いとし、報告書（検収書）を照合のうえ、適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

15　契約書作成の要否等
必要とする。

16　その他
（１）開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、深川市財務規則（昭和６３年深川市規則第８号）第１２１条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
（２）入札の執行回数は２回までとする。
（３）談合情報に対する対応
ア　入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
イ　入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
ウ　契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
（４）２（５）でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。
ア　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法(平成１７年法律第８６号)第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
①　親会社（会社法第２条第１項第４号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

（５）この公告に定めるもののほか、入札心得、深川市の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。

（６）公告の写し等の交付

この公告の写し・入札心得・提出書類の様式等は、次のとおり交付する。

ア 交付期間 令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月１１日（水）まで（休日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで

イ 交付場所 深川市２条１７番１７号 深川市役所３階閲覧室

ウ 交付方法 その場所で直接交付する

エ 費　　用 無料とする。

その他入札に関し不明な点は、深川市役所税務財政課財政係（電話 ０１６４－２６－２６２２）に照会すること。